



# 山形県公報

平成22年9月28日（火）  
第2181号  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 規 則

○山形県農業改良資金貸付規則を廃止する規則……………（農業経営課） ……1023

### 告 示

○道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課） ……1024  
○一般国道の供用の開始……………（同） ……同  
○県道の供用の開始……………（同） ……同

### 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

○漁業法によるはたはた採捕の制限……………1025

### 公 告

○山形県人事行政の運営等の状況の公表……………（人事課） ……1026  
○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（置賜総合支庁地域振興課） ……1051  
○同……………（庄内総合支庁地域振興課） ……1052  
○特定調達契約に係る落札者の公告……………（建設企画課） ……同  
○県営住宅入居者の一般公募……………（村山総合支庁建築課） ……同  
○同……………（最上総合支庁建築課） ……1056

## 規 則

山形県農業改良資金貸付規則を廃止する規則をここに公布する。  
平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 山形県規則第49号

#### 山形県農業改良資金貸付規則を廃止する規則

山形県農業改良資金貸付規則（平成14年8月県規則第64号）は、廃止する。

#### 附 則

- この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる貸付けについては、なお従前の例による。

## 告 示

### 山形県告示第782号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年9月28日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡真室川町大字大沢字以上沢向2847番26から 同 上まで	旧	26.0 <small>メートル</small> } 24.0	<small>メートル</small> 8
同 上	新	26.0 <small>メートル</small> } 26.0	同 上

### 山形県告示第783号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年9月28日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 344号
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字木ノ下字新林978番から  
同 大字大沢字蟻喰3836番1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年9月29日

### 山形県告示第784号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成22年9月28日から同年10月11日まで縦覧に供する。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 蟻喰羽前豊里停車場線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字蟻喰4377-46から  
同 3923-1まで
- 3 供用開始の期日 平成22年9月29日

## 海区漁業調整委員会関係

### 指 示

#### 山形海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定により、山形海区管内の沿岸海域に來遊するはたはたの資源保護を図るため、次のとおり指示する。

平成22年9月28日

山形海区漁業調整委員会

会 長 齋 藤 辰 男

平成22年12月1日から平成23年1月31日までの間、次の表の左欄に掲げる海域において、同表の右欄に掲げる採捕方法以外の方法によるはたはたの採捕及びはたはたを集魚するための杉の葉等の産卵基質の海中での使用を禁止する。

海 域	採 捕 方 法
水深30メートル以浅の沿岸海域	海面共同漁業権に基づく第二種共同漁業による採捕又は竿釣若しくは手釣による採捕（空釣による採捕を除く。）

## 公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。）第4条の規定に基づき、平成21年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

### 1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

#### (1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度から「山形県行財政改革大綱」に基づき、また平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

#### イ 職員数の状況

各年4月1日現在(人)

(人)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減	(参考) 平成10年度	21年度－10年度
知事部局	7,081	6,884	▲ 197	7,898	▲ 1,014
一般会計	4,578	4,402	▲ 176	5,229	▲ 827
企業特別会計	161	158	▲ 3	186	▲ 28
病院事業特別会計	2,342	2,324	▲ 18	2,483	▲ 159
議会事務局	30	30	0	33	▲ 3
選挙管理委員会事務局	4	4	0	4	0
監査委員事務局	16	16	0	16	0
人事委員会事務局	16	16	0	16	0
海区漁業調整委員会事務局	1	1	0	2	▲ 1
警察本部	2,315	2,319	4	2,247	72
警察官	1,967	1,975	8	1,867	108
その他	348	344	▲ 4	380	▲ 36
教育委員会	11,558	11,408	▲ 150	12,482	▲ 1,074
教育庁	294	287	▲ 7	338	▲ 51
小・中学校	7,693	7,604	▲ 89	8,331	▲ 727
特別支援学校	923	916	▲ 7	786	130
高等学校	2,648	2,601	▲ 47	3,027	▲ 426
合 計	21,021	20,678	▲ 343	22,698	▲ 2,020

(注) 企業管理者、病院事業管理者を除きます。

## ロ 採用者数の状況 (人)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
知事部局	209	163	▲ 46
一般会計	88	78	▲ 10
企業特別会計	2	2	0
病院事業特別会計	119	83	▲ 36
議会事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
人事委員会事務局	0	1	1
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
警察本部	103	98	▲ 5
警察官	94	88	▲ 6
その他	9	10	1
教育委員会	113	155	42
教育庁	1	1	0
小・中学校	43	96	53
特別支援学校	19	15	▲ 4
高等学校	50	43	▲ 7
合 計	425	417	▲ 8

(注) 再任用職員を除きます。

## ハ 退職者数の状況 (人)

区 分	平成20年度	平成21年度	増 減
知事部局	250	264	14
一般会計	149	160	11
企業特別会計	1	8	7
病院事業特別会計	100	96	▲ 4
議会事務局	0	1	1
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	1	1
人事委員会事務局	0	1	1
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
警察本部	97	93	▲ 4
警察官	85	83	▲ 2
その他	12	10	▲ 2
教育委員会	291	267	▲ 24
教育庁	8	12	4
小・中学校	182	149	▲ 33
特別支援学校	19	24	5
高等学校	82	82	0
合 計	638	627	▲ 11

(注) 再任用職員を除きます。

ニ 再任用者数の状況 (人)

区 分	平成20年度		平成21年度	
	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間
知事部局	40	3	42	6
一般会計	36	3	42	6
企業特別会計	1	0	0	0
病院事業特別会計	3	0	0	0
議会事務局	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0	0
警察本部	0	9	19	4
警察官	0	8	18	3
その他	0	1	1	1
教育委員会	51	1	51	2
教育庁	2	0	0	0
小・中学校	2	0	4	0
特別支援学校	4	0	4	1
高等学校	43	1	43	1
合 計	91	13	112	12

(2) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（平成21年度）

(イ) 普通会計決算

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	前年度の 人件費率
千円	千円	千円	%	%
611,806,604	4,794,262	163,106,824	26.7	30.7

(ロ) 企業特別会計（注2）決算

歳出額	
	うち人件費
千円	千円
7,780,011	1,499,181

(ハ) 病院事業特別会計決算

歳出額	
	うち人件費
千円	千円
32,593,040	18,822,762

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、公営企業資産運用事業、水道用水供給事業及び駐車場事業の各事業会計を合わせたものをいいます。

## ロ 職員給与費の状況（平成22年度当初予算）

## (イ) 普通会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
17,659人 (12)	千円 77,039,513	千円 12,519,559	千円 27,642,288	千円 117,201,360	千円 6,637

## (ロ) 企業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
157人 (0)	千円 630,435	千円 169,001	千円 229,810	千円 1,029,246	千円 6,556

## (ハ) 病院事業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
1,884人 (0)	千円 7,870,968	千円 3,610,386	千円 2,864,194	千円 14,345,548	千円 7,614

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。  
2 職員数（ ）内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

## ハ 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢（平成21年4月1日現在）

区 分	給料月額	年 齢
	給与月額	
一 般 行 政 職	355,100 円	43歳10月
	431,500 円	
警 察 職	351,200 円	42歳4月
	470,700 円	
高 等 学 校 教 育 職	387,300 円	43歳10月
	437,200 円	
小 中 学 校 教 育 職	398,300 円	45歳4月
	440,800 円	
技 能 労 務 職	319,900 円	42歳10月
	359,600 円	

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

## ニ 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額（平成21年4月1日現在）

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10年	15年	20年
一 般 行 政 職	大 卒	258,200 円	315,900 円	373,600 円
	高 卒	220,200 円	270,600 円	314,300 円
警 察 職	大 卒	290,800 円	333,000 円	384,700 円
	高 卒	255,000 円	289,000 円	339,000 円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	307,300 円	359,100 円	394,000 円
	高 卒	236,300 円	272,600 円	322,000 円
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	309,800 円	359,100 円	393,600 円

技能 労務職	高卒	226,400円	259,800円	300,200円
-----------	----	----------	----------	----------

（注） 経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成21年4月1日現在）

区分(注1)	標準的な職務内容(注2)	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事・技師	347人	8.2%	8.5%	7.5%
2 級	主事・技師	281人	6.6%	6.5%	11.0%
3 級	係長	789人	18.7%	19.2%	17.7%
4 級	業務名を冠する主査	929人	22.0%	20.3%	16.9%
5 級	課長補佐	1,110人	26.3%	25.9%	24.6%
6 級	課長	554人	13.1%	14.3%	15.8%
7 級	主管課長	141人	3.3%	3.5%	4.8%
8 級	部次長	58人	1.4%	1.4%	1.4%
9 級	部長	16人	0.4%	0.4%	0.3%
計		4,225人	100.0%	100.0%	100.0%

（注） 1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

ヘ 職員の初任給の状況（平成21年4月1日現在）

区 分		県 職 員	国家公務員
一 般 行 政 職	大 卒	172,200円	I種 181,200円 II種 172,200円
	高 卒	140,100円	140,100円
警 察 職	大 卒	197,200円	197,200円
	高 卒	158,100円	158,100円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	192,800円	—
	高 卒	148,800円	—
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	192,800円	—
	高 卒	148,800円	—

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

区 分		合 計	一般行政職	警察職	高等学校 教 育 職	小中学校 教 育 職	技能労務職
平成21年度	職員数 (A)	16,321人	4,427人	1,971人	2,717人	6,624人	582人
	昇給した職員数 (B)	15,064人	4,043人	1,692人	2,542人	6,213人	574人
	比率 (B/A)	92.3%	91.3%	85.8%	93.6%	93.8%	98.6%
平成20年度	職員数 (A)	16,465人	4,486人	1,953人	2,728人	6,690人	608人
	昇給した職員数 (B)	15,263人	4,202人	1,715人	2,535人	6,226人	585人
	比率 (B/A)	92.7%	93.7%	87.8%	92.9%	93.1%	96.2%



## (ロ) 企業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
平成21年度	職員数 (A)	158人	146人	12人
	昇給した職員数 (B)	152人	140人	12人
	比率 (B/A)	96.2%	95.9%	100.0%
平成20年度	職員数 (A)	161人	149人	12人
	昇給した職員数 (B)	158人	146人	12人
	比率 (B/A)	98.1%	98.0%	100.0%

## (ハ) 病院事業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	医療職(1) (注1)	医療職(2) (注2)	医療職(3) (注3)	技能労務職
平成21年度	職員数 (A)	1,830人	125人	169人	206人	1,232人	98人
	昇給した職員数 (B)	1,739人	117人	158人	197人	1,171人	96人
	比率 (B/A)	95.0%	93.6%	93.5%	95.6%	95.0%	98.0%
平成20年度	職員数 (A)	1,810人	124人	169人	208人	1,205人	104人
	昇給した職員数 (B)	1,722人	117人	154人	199人	1,151人	101人
	比率 (B/A)	95.1%	94.4%	91.1%	95.7%	95.5%	97.1%

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。  
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。  
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

## チ 時間外勤務手当の状況

## (イ) 普通会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成21年度	3,615,270千円	211千円
平成20年度	3,340,946千円	192千円

## (ロ) 企業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成21年度	58,035千円	395千円
平成20年度	53,372千円	356千円

## (ハ) 病院事業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成21年度	1,409,606千円	752千円
平成20年度	1,231,375千円	665千円

## リ 期末・勤勉手当の支給割合（平成21年度）

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.20月分 (0.70月分)	1.45月分 (0.75月分)	2.65月分 (1.45月分)
	勤勉手当	0.60月分 (0.25月分)	0.65月分 (0.35月分)
計		1.80月分 (0.95月分)	2.10月分 (1.10月分)
	職制上の段階、職務の級等による加算措置		

- (注) 1 ( )内は、再任用職員の支給割合です。  
 2 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

## ヌ 地域手当の状況（平成21年4月1日現在）

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の支給率
東京都特別区	20人	17%	17%
大阪市	4人	14%	14%
名古屋市	3人	12%	12%
仙台市	3人	6%	6%
医師	231人	14%	14%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	平成21年度普通会計決算 平成21年度病院事業特別会計決算		676,575円 823,770円

（注）企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

## ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況（平成21年4月1日現在）

区分	県職員	国家公務員
扶養手当	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	配偶者13,000円、扶養親族たる子・父母等6,500円（職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円） 扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1	借家 限度額 27,000円 単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 53,000円	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 24,500円

（注）企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

## ヲ 特殊勤務手当の状況（平成21年4月1日現在）

## (イ) 普通会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合	34.6%	
支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	133,237円	
手当の種類（手当数）	30	
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当 5 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当
	支給職員数の多い手当	1 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 2 警察職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税に関する業務に従事する職員の特殊勤務手当

（注）代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

## (ロ) 企業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算） 手当の種類（手当数）	69.0 % 31,122 円 2
手当の名称	危険作業手当 用地等交渉業務手当

## (ハ) 病院事業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合 支給対象職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算） 手当の種類（手当数）	62.7 % 227,750 円 6
手当の名称	防疫作業手当 夜間看護業務手当 緊急呼出救急業務等手当 放射線照射作業手当 汚物等処理作業手当 分べん介助手当（H21.11.17～「分べん介助等手当」に変更）

## ワ 退職手当の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	県 職 員		国家公務員		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支 給 率	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	23.5 月分	30.55月分
	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	33.5 月分	41.34月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	47.5 月分	59.28月分
	最高限度額（注1）	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		定年前早期退職特例措置 （2～20%加算）		
1人当たり平均支給額 （注2）	（一般職員） 25,508千円	（全 体） 25,894千円			

- (注) 1 国の職員と同様の制度となっています。  
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成20年度に退職した職員に支給された平均額です。  
なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

## カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレス指数の推移

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
100.6	100.5	100.6	100.2	100.4	100.4

- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成21年12月1日現在）

区 分		給料月額等	
		減 額 前	減 額 後
給 料	知事	1,212,000円	933,300円
	副知事	933,000円	807,100円
	企業管理者	699,000円	655,400円
	病院事業管理者	699,000円	655,400円
	代表監査委員	606,000円	568,200円
報 酬	議長	867,000円	－円
	副議長	774,000円	－円
	議員	746,000円	－円

区 分		年間支給割合	
期 末 手 当	知事	6月期 12月期 計	1.375月分 1.575月分 2.95月分
	副知事		
	企業管理者		
	病院事業管理者		
	代表監査委員		
	議長	6月期 12月期 計	1.375月分 1.575月分 2.95月分
	副議長		
議員			

（参考1）特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、平成21年12月からは知事等の給料の削減率を引き上げ、知事等及び一般職について平成23年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年3月31日で終了）。

なお、議員及び知事等の特別職については、一般職の給与改定の状況等にかんがみ、「山形県特別職の職員の給与等の支給に関する条例」で定めている議員報酬月額及び知事等の給料月額を、平成18年4月から約6.7%引下げております。

具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額（平成21年12月1日現在）

区 分		削 減 率					削減後の額		
		平成14年 4月から	平成17年 4月から	平成18年 4月から	平成20年 4月から	平成21年 12月から	平成18年 4月から	平成20年 4月から	平成21年 12月から
議員の 報酬	議 長	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	(867,000円)	同 左	同 左
	副議長	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	(774,000円)	同 左	同 左
	議 員	▲ 5 %	同 左	削減なし	同 左	同 左	(746,000円)	同 左	同 左
知事等 の給料	知 事	▲15 %	▲20 %	同 左	▲22 %	▲23 %	969,600円	945,400円	933,300円
	副知事	▲ 8 %	▲10.5%	同 左	▲12.5 %	▲13.5 %	835,100円	816,400円	807,100円
	企業管理者	▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	676,300円	662,400円	655,400円
	病院事業管理者	▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	676,300円	662,400円	655,400円
	代表監査委員	▲ 2.5%	▲3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	586,400円	574,200円	568,200円
教育長 の給料		▲ 2.5%	▲ 3.25%	同 左	▲ 5.25%	▲ 6.25%	676,300円	712,600円	705,000円
一般職 の給与	管理職手当	▲10 %	▲13 %	同 左	▲18 %	同 左			

（参考2）人事委員会勧告の取扱状況

平成21年5月15日になされた人事委員会臨時勧告では、平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数0.2月分を凍結すること、同年10月15日になされた人事委員会勧告では、若年層・医師を除き給料月額の下げを行うこと、「自宅」に係る住居手当を廃止すること、期末・勤勉手当の支給月数を引下げることが勧告され、実施することとしました。

（3）職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

（イ）国民の祝日に関する法律に規定する休日

（ロ）1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日（（イ）の日を除く）

ロ 職員の勤務時間

1週間当たりの勤務時間 38時間45分

1日の勤務時間（交代制勤務以外の職員の場合） 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

区 分	要 件 及 び 日 数	
年次有給休暇	一の年につき20日（20日を上限に残日数を翌年に繰越し可）	
結核要療養休暇	健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内	
忌引休暇	配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間 例）配偶者：10日、子：5日、父母：7日	
産前産後休暇	産前休暇：出産予定日から8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内の期間 産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間	
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内	
特別休暇	災害等	風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間
		風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間
		交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間
		異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
	負傷・疾病等	負傷又は疾病の場合：90日以内の期間
		高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間
		負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間
		負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間
	妊娠・出産等	妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診断を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内
		妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内
		妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間

		妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内
育児等		妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内
		職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間
		職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき：必要と認められる期間
看護		①配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合、②小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：①及び②の区分ごとに1暦年5日以内
冠婚葬祭		婚姻した場合：7日以内
		父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日
その他		裁判員、証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：必要と認められる期間
		職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間
		職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（①相当規模の災害による被災者を支援する活動、②社会福祉施設等における活動、③常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：1暦年5日以内
		職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間
		職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間
介護休暇		配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分状況（平成21年度）

(人)

処分内容の別	免職	休職	降任	降給	計
任命権者					
知事部局		40			40
企業局		8			8
病院事業局		18			18
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部		4			4
教育委員会		174			174
計		244			244



## ロ 懲戒処分の状況（平成21年度）

（人）

処分内容の別	免職	停職	減給	戒告	計
任命権者					
知事部局	1	1	1	8	11
企業局				1	1
病院事業局			1	7	8
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部	2	1			3
教育委員会	1	1	4	19	25
計	4	3	6	35	48

## (5) 職員のサービスの状況

## イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

## ◇地方公務員法

第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律又は条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

- 研修を受ける場合
- 職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合
- 他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合
- 国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合
- 職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し行政不服審査法に基づき不服申立て等をする場合

## ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

## ◇地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## (イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

## (ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

- 部局長等が、第三セクターの非常勤取締役は無報酬で就任する場合

- 県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合
- 職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

#### ハ、休業等制度

##### (イ) 育児休業等制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

##### ア 育児休業

- (a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育に専念するため休業することができる。
- (b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

##### イ 部分休業

- (a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。
- (b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

##### ロ 育児短時間勤務

- (a) 職員は、子が小学校就学の始期に達するまでの期間、任命権者の承認を受けて、子の養育を行うため、常時勤務を要する職を占めたまま、短時間勤務をすることができる。
- (b) 育児短時間勤務をしている期間については、勤務時間に応じた給与を支給する。

##### (ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

- ア 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて19時間20分を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。
- イ 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。
- ロ 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

##### (ハ) 自己啓発等休業制度

地方公務員法第26条の5及び山形県職員等の自己啓発等休業に関する条例に基づき、職員は大学等課程の履修又は国際貢献活動のため休業することができる。

- ア 職員は、任命権者の承認を受けて、大学等課程の履修のための休業にあつては2年間、国際貢献活動のための休業にあつては3年間休業することができる。
- イ 自己啓発等休業制度を利用して履修できる大学等課程は、大学（当該大学に置かれる専攻科、大学院を含む。）、大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設及びこれらに相当する外国の大学の課程とされている。
- ロ 自己啓発等休業制度を利用して活動できる国際貢献活動は、独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（国内における訓練その他の準備行為を含む。）、その他人事委員会規則で定めるものとされている。
- ハ 自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。

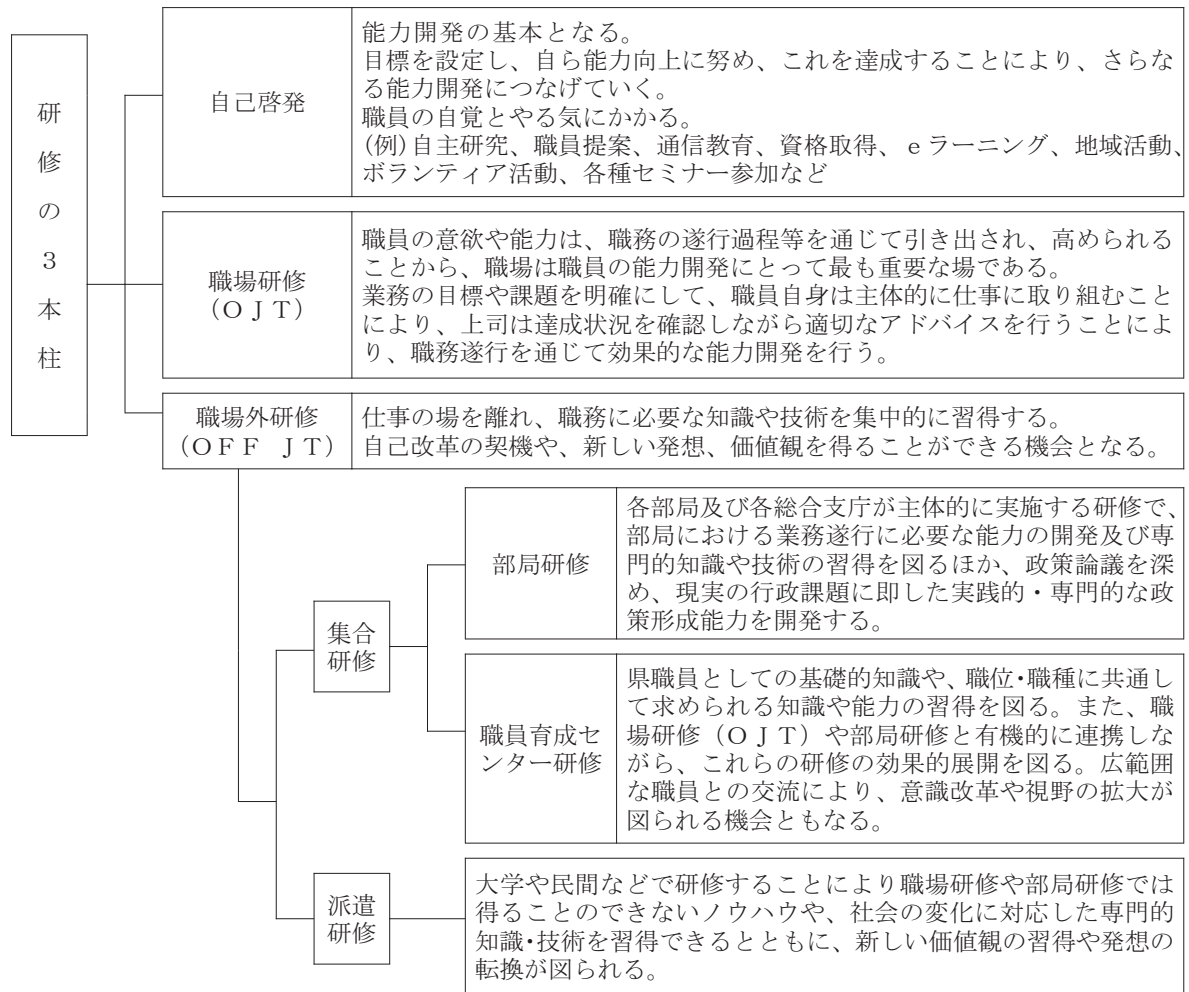


(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成21年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員育成センター研修の体系

- ・ 基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

研修名	研修目的
新規採用職員研修（一般職・前期）	新規採用職員が、県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。
新規採用職員研修（看護職）	
新規採用職員研修（一般職・後期）	
主事・技師級研修	中堅職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
現業職員研修（現任）	現業職員が、実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
係長級昇任候補者研修	係長級昇任を控えた職員が、仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。
係長級研修	係長級昇任者が、仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。
主査級研修	主査級昇任者が、県民視点に立った業務遂行能力を身につける。
課長補佐級研修	課長補佐級昇任者が、職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。
課長級研修	課長級昇任者が、行政目標に沿った組織管理能力を身につける。
課長級3年目研修	課長級昇任後3年目の職員が、組織目標の実現に向けた組織・人材マネジメントについて学ぶ。
部長・次長級研修	部長及び次長級職員が、組織トップとしてのマネジメントについて学ぶ。

・能力開発研修（職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修）

コース名	研 修 目 的
政策形成力コース	政策形成能力の向上
県民・地域連携コース	民間と役割分担し、多様な主体との連携力の向上
組織力向上コース	組織力を高めるための能力の向上
業務遂行力向上コース	業務への責任感と積極的な遂行力の向上

・特別研修（時宜に応じたテーマを設定し履修する研修）

5 講座開講

b 研修の内容と実績（主なもの）

(a) 基本研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
新規採用職員研修 (一般職・前期)	県職員としての基本的心構え・基礎的知識を身に付けるとともに、参加・体験型研修により社会の規律や自己の責務を自覚する。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基本的心構え                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 服務と倫理</li> <li>・ 接遇</li> </ul> </li> <li>* 基礎的知識の習得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 財政制度</li> <li>・ 文書事務、法制執務</li> <li>・ 県の組織と概況</li> </ul> </li> <li>* 体験実習</li> <li>* 知事講話</li> </ul>	83
新規採用職員研修 (一般職・後期)	職員として行政実務上必要とされる基礎的知識を習得し、基本的な業務遂行能力を身に付ける。	一般職（高卒・短大卒・大卒程度）採用者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎的知識の習得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 情報公開と個人情報保護</li> <li>・ 行政手続制度</li> <li>・ 総合発展計画</li> <li>・ 広報と広聴</li> </ul> </li> <li>* 基本的業務遂行能力の取得                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コミュニケーション演習</li> </ul> </li> </ul>	89
係長級昇任候補者研修	係長級昇任候補者として、その期待される役割を自覚し、役付職員に必要な幅広い視野と政策形成能力などを身につけるとともに、その後の職場における実践を踏まえながら、昇任にふさわしい資質と職務遂行能力を培っていく。	係長級に昇任を控えた者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 役付け職員の役割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ マネジメント演習</li> </ul> </li> <li>* 業務遂行能力の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成</li> </ul> </li> <li>* キャリア形成                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ キャリアビジョン</li> </ul> </li> </ul>	174
課長級研修	管理者としての役割を認識し、目標に向けたマネジメント能力や人材育成能力など、管理者に求められる組織管理能力の向上を図る。	課長級昇任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 管理者としての役割                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標に向けたマネジメント</li> <li>・ 職場の健康管理</li> </ul> </li> <li>* 組織管理能力の向上                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危機管理</li> <li>・ 民間企業に学ぶ</li> </ul> </li> <li>* 知事講話</li> </ul>	86

(b) 能力開発研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
政策形成能力基礎講座	統計情報を正しく捉え、客観的な根拠を踏まえて現状を分析し、政策を立案・評価できる能力を習得することで、政策形成能力の向上を図る。	主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 統計情報の分析手法</li> <li>・ 政策形成と統計の活用</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政策形成演習</li> </ul> </li> </ul>	57

ファシリテーター養成講座	問題解決を目的として行うワークショップや会議などの場において、進行役として、より良い結論に向かって多面的な視点からの検討と民主的な合意形成が図られるよう支援することができるファシリテーターを養成する。	係長級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ファシリテーションの基礎</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・場のデザインの技術</li> <li>・対人関係の技術</li> <li>・構造化の技術</li> <li>・合意形成の技術</li> </ul> </li> </ul>	48
コミュニケーション実践講座	コミュニケーション技法を学ぶことにより、より良い人間関係を築き、組織の活性化に積極的に取り組む姿勢を身につける。自己と他者への理解を深め、個々のコミュニケーションにおける強みや弱みを明確にし、行動課題を発見したうえで、職場の円滑なコミュニケーションを図るために自分がどう行動すべきか考え、実践する契機とする。	主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションの重要性</li> </ul> </li> <li>* 基礎演習                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己コミュニケーション傾向分析</li> </ul> </li> <li>* 実演演習                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニケーションの阻害要因と解決法</li> </ul> </li> </ul>	60
地域マネジメント講座◇	住民満足度の高い行政サービスを効率的に提供できるよう、マーケティングの理論やその手法を学ぶ。中長期的な視野に立った行政施策の推進を図るために、担当業務を取り巻く環境条件を明確に分析する手法を学ぶ。	(県) 主事・技師級研修該当者以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・協働とは</li> <li>・住民と行政の活動領域</li> </ul> </li> <li>* 演習及びグループワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共マーケティング</li> <li>・SWOT分析</li> </ul> </li> </ul>	県 35名 市町村 8名 合計 43名

(c) 特別研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
OJT指導者育成講座	職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。	職場研修を推進する立場にある者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成とOJT</li> </ul> </li> <li>* 演習・グループワーク                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・OJTの実践</li> </ul> </li> </ul>	55
やまがた官民共同ワークショップ◆	県民の満足度を高めるため、市町村、民間企業や民間団体の方々との交流研修を通して、職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発・交流を図り、自治体が直面する具体的な政策課題をテーマに、グループによる研究を通して新たな課題解決策を企画・立案する政策形成能力の向上を図る。	(県) 係長級以上の者	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 基礎講義</li> <li>* グループ研究</li> <li>* 発表等</li> </ul>	県 12名 市町村 5名 民間 13名 合計 30名

- (注) 1 ◇印は市町村職員と合同  
 2 ◆印は民間企業等社員及び市町村職員と合同

## (ロ) 警察本部

## a 研修の内容と実績（主なもの）

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
採用時教養 (警察官)	新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。	新たに採用された巡査	*初任教養 職務倫理、法学、基本実務、 体育・術科等 *職場実習 地域実習及び捜査実習 *初任補修教養 初任教養の内容を総合的に発展進化させたもの *実戦実習 独立性の強い勤務を通じた補強教養	86
採用時教養 (一般職員)	新たに採用された職員に対し、警察職員としての職責の自覚を促し、使命感を植え付け、円満な良識と豊かな人間性を醸成させるとともに、その職務の遂行に必要な基礎的な知識及び技能を習得させる。	新たに採用された職員	職務倫理 法学 基本実務 専門実務 体育・術科 等	10
昇任時教養	警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者に対して、上位階級者としての意識付けを行うとともに、それぞれの職責を果たす上で、必要不可欠な知識、技能等を補完する。	警部補又は巡査部長に昇任し、又は昇任が予定されている者	昇任するそれぞれの階級に必要な知識及び技能	55
部門別任用時教養	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官に対し、その職責を自覚させ、専務員として必要な基礎的知識、技能を修得させる。	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門に新たに任用する警察官	専務員として必要な基礎的知識及び技能	47
各種専科教養	特定の分野に関する専門的な知識及び技能を修得させる。	特定の各分野を担当する警察官又は一般職員	特定の分野で必要とされる専門的な知識及び技能	338

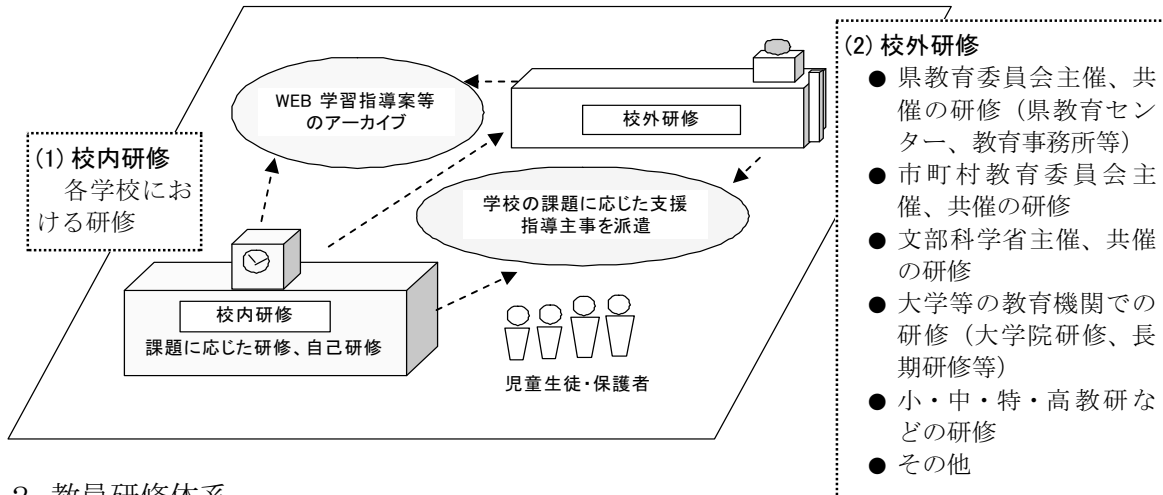
(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(ハ) 教育委員会  
a 研修体系

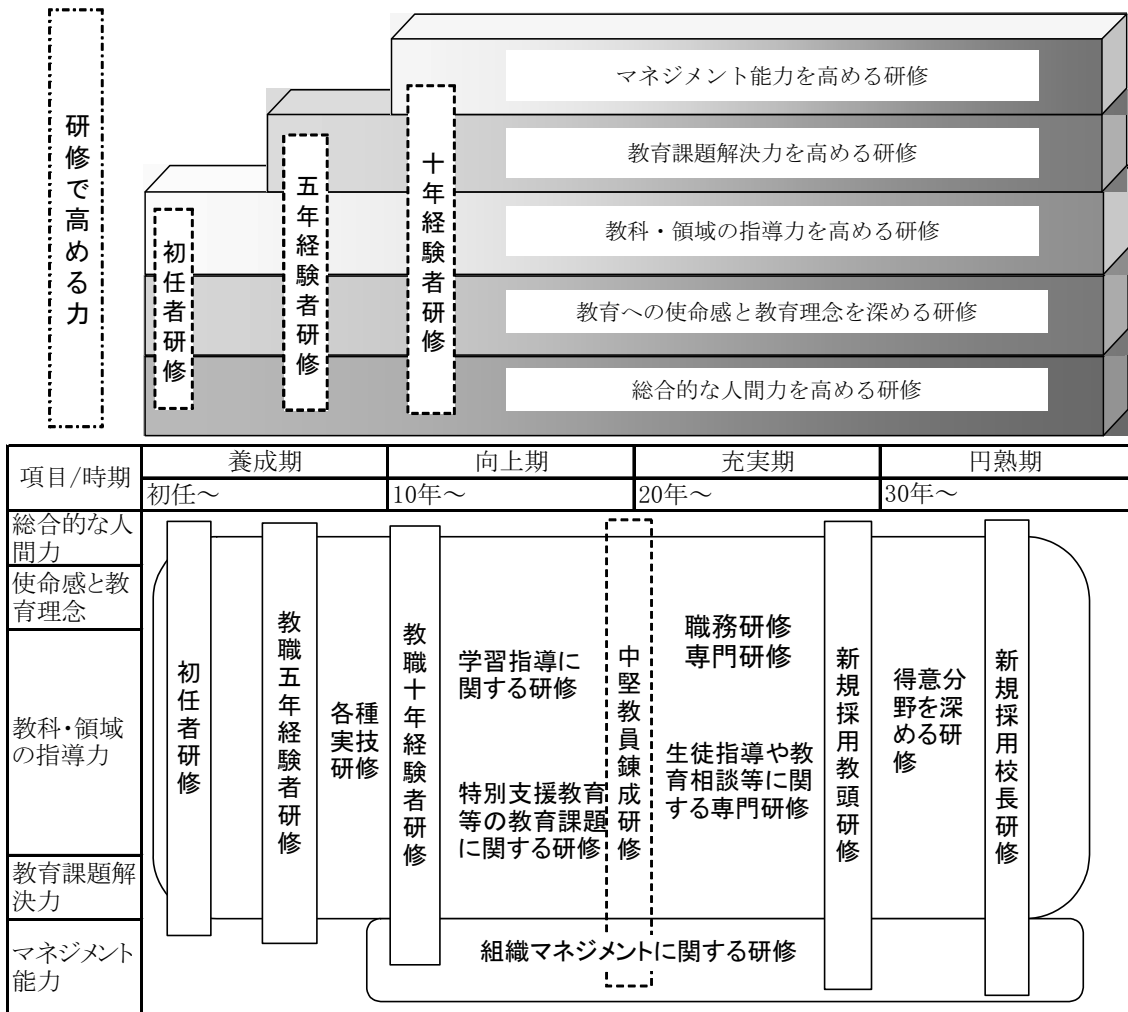
# 山形県教員研修体系 ～信頼され、尊敬される教員を目指して～

平成19年12月 山形県教育委員会

## 1 校内研修と校外研修



## 2 教員研修体系



教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力



## b 研修の内容と実績（主なもの）

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績 (受講者数)
初任者研修（小・中、特殊、高校）	実践的指導力と使命感を養うとともに、総合的な人間力を高める。	新採教員	*学び続ける教師 *教科指導、領域指導 等	142
教職5年経験者研修（小・中、特殊、高校）	教員として必要な使命感と教育観の深化を図るとともに専門的な知識と技能を高め、教員としての資質と実践的指導力の向上を図る。	教員	*これからの教師に求められる新しい指導力 *教科指導、領域指導 等	157
教職10年経験者研修（小・中、特殊、高校）	個々の教諭等の能力や適性に応じ、教科指導や生徒指導等に関する実践的な指導力の充実を図る。	教員	*中堅教員に求められる指導力 *各自の課題研修 等	123
新規採用校長研修・学校経営研修	新規採用校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図り、普遍的な教育課題とともに現代的な課題にも対応できる学校経営について研修を深める。	新採校長	*県教育委員長講話 *教育関係法規 等	66
新規採用教頭研修・教員倫理研修	学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上を図る。	新採教頭	*県教育次長講話 *校種別部会（演習討議）等	69
学校運営基礎講座	高等学校の公務運営に必要な法規と、最新のカリキュラムマネジメントを学び、公務運営に携わる教員の識見とマネジメント力の向上を図る。	高校の校務を中心となって推進する立場の教員	*校務運営上の法的根拠 *カリキュラムマネジメントについて 等	30
大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	教員	*県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	19
教職大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	本県教育を実践的にリードできる教員	*学習開発コース *学校力開発コース	10
長期研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実を図る。	教育職員	*県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	14
長期社会体験研修	教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大。	教育職員	*社会教育施設及び民間企業における実習	2
中央研修	各地域の中核となる校長・教頭等の育成。	校長・教頭・指導主事・中堅教員	*教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習	29

## ロ 勤務成績評定制度の概要

## (イ) 全部局共通

## a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

## b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成21年度）

(イ) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 ・身長測定、視力、聴力、腹囲 ・心電図検査</li> <li>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査</li> </ul> </li> </ul>	県
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）</li> <li>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上の希望者）</li> <li>・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））</li> </ul> </li> </ul>	県
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定型（50歳の職員）</li> <li>●準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員）</li> <li>●上記以外（35歳以上で希望する職員）</li> </ul> ※全て1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルスケア	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師及び臨床心理士等による面接、電話相談）</li> <li>●はとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時）</li> <li>●地共済メンタルヘルスカウンセリング事業（共済本部の専用電話回線にて予約を受け、専門スタッフによる面談あるいはWEBによる相談）</li> <li>●職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコordinator、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動）</li> <li>●メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修等）</li> </ul>	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病气やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 ●入院附加金 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●会員療養給付金</li> <li>●長期療養見舞金</li> </ul>
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出産費 390,000円 （産科医療補償制度対象分娩） 420,000円</li> <li>●出産費附加金 30,000円</li> </ul>	●出産祝金 30,000円
職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●弔慰金</li> <li>●遺族共済年金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●弔慰金 300,000円～385,000円</li> <li>●遺児育英資金 100,000～300,000円</li> </ul>

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
在宅介護対応住宅加算	300万円	2.40%	

（注） 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(p) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	●定期健康診断（特定健康診査含む） ・問診・身長、体重、腹囲、視力、聴力・心電図検査・眼底検査 ・尿検査・血圧測定・血液検査・胸部エックス線検査	県 共済組合
	●生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（35歳以上の職員） ・大腸がん検診（35歳以上の職員） ・肺がん検診（50歳以上で喫煙指数600以上の職員） ・腹部超音波検査（35歳以上の職員） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））	県 共済組合
人間ドック	●40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者 ※全て1泊2日	県 互助会
特定保健指導	●40歳以上の有所見者	共済組合
メンタルヘルスケア	●部外カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時） ●電話相談（共済組合本部の全国統一事業 健康相談・メンタルヘルス相談） ●メンタルヘルス研修（一般職員向けセミナー）	共済組合 互助会

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 等	●長期療養見舞金
職員が出産したとき	●出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩) 420,000円 ●出産費附加金 第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	●出産祝金 20,000円
職員が死亡したとき	●埋葬料 50,000円 ●埋葬料附加金 ●弔慰金 ●遺族共済年金	●弔慰金 300,000円 ●遺児育英金 300,000円

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.78%	共済組合
介護住宅貸付	300万円	2.52%	

（注） 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。



(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>●定期健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・問診 ・身長、体重、腹囲、視力、聴力 ・心電図検査</li> <li>・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査</li> </ul> </li> </ul>	県
	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活習慣病健康診断                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・胃がん検診（原則40歳以上の希望者）</li> <li>・大腸がん検診（40歳以上の希望者）</li> <li>・肺がん検診（50歳以上の希望者）</li> <li>・婦人がん検診（子宮がん検診（希望者））</li> <li>・同（乳がん検診（40歳以上の偶数年齢の希望者））</li> </ul> </li> </ul>	県 共済組合
人間ドック	<ul style="list-style-type: none"> <li>●指定型（40歳、50歳、55歳に達する組合員）</li> <li>●希望型（35歳以上で希望する組合員（ただし、40歳、50歳、55歳を除く））</li> </ul> ※1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルス対策事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>●メンタルヘルス相談 本庁及び各教育事務所管内に5ヶ所の相談窓口を設置</li> <li>●教職員健康相談24 共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付</li> <li>●面接によるカウンセリング相談 共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付</li> <li>●メンタルヘルスセミナー 一般教職員を対象としたセミナーの開催（4地区で開催） 管理監督者セミナー（新型インフルエンザにより中止）に代え、 校長・教頭にメンタルヘルスガイドブックを配付</li> </ul>	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの ●法定給付の額 2. 職員に支給するもの ●高額療養費 ●一部負担金払戻金 ●入院附加金 ●障害共済年金 等	●会員療養見舞金
職員が出産したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●出産費 390,000円 (産科医療補償制度対象分娩)</li> <li>420,000円</li> <li>●出産費附加金 50,000円</li> </ul>	●出産見舞金 50,000円
職員が死亡したとき	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●埋葬料附加金 25,000円</li> <li>●弔慰金</li> <li>●遺族共済年金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●埋葬料 50,000円</li> <li>●遺児激励金 100,000～300,000円</li> </ul>

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	1,800万円	2.66%	共済組合
在宅介護対応住宅加算	300万円	2.40%	

(注) 共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

## ロ 公務災害補償の状況

## (イ) 公務災害の認定状況

(件)

	平成20年度	平成21年度	増減
公務災害	273	236	▲ 37
通勤災害	19	4	▲ 15
計	292	240	▲ 52

## (ロ) 補償と福祉事業の状況

(円)

	平成20年度	平成21年度	増減
補償（注1）	111,462,022	118,731,970	7,269,948
福祉事業（注2）	38,685,199	15,228,980	▲ 23,456,219
計	150,147,221	133,960,950	▲ 16,186,271

- (注) 1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。
- 2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援助金などがあります。

## 2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

## (1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

## イ 平成21年度競争試験の状況

種類	区分	申込者	受験者 (a)	合格者		倍率 (a/b)
				1次	最終 (b)	
大学卒業程度		1,088人	889人	152人	69人	12.9倍
短大卒業程度		28人	26人	8人	3人	8.7倍
高校卒業程度		183人	162人	20人	9人	18.0倍
警察官		1,369人	1,093人	346人	104人	10.5倍
合計		2,668人	2,170人	526人	185人	11.7倍

## ロ 平成21年度選考の状況

区分	合格者
採用選考	173人
昇任選考	728人

## (2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会が、県議会及び県知事に対して、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うものである。

平成21年度においては、10月15日に、給料表、住居手当及び期末・勤勉手当の改定について、報告及び勧告を行っている。

また、5月15日に、平成21年6月に支給する期末・勤勉手当について、報告及び勧告を行っている。

## イ 職員の給与等に関する報告及び勧告（平成21年10月15日）

## (イ) 勧告の内容

## a 給料表

現行の給料表（医療職給料表(1)及び第2号任期付研究員に適用される給料表を除く。）を改定すること。

また、給料の経過措置額の算定基礎となる額については、人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて改定すること。

- b 住居手当  
自宅に係る住居手当については、廃止すること。
- c 期末・勤勉手当  
年間の支給月数を県内民間の特別給の支給状況に合わせて3.9月分とすること。
- d 実施時期等
  - (a) 実施時期  
この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。
  - (b) 平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置  
人事院が国家公務員について勧告した内容に準じて行うこと。  
なお、その特例措置の実施に当たっては、教職調整額及びへき地手当（これに準ずる手当を含む。）の月額についても、給料等の月額の合計額に含めること。

(n) 報告の内容

a 給与決定の諸条件

(a) 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間の504事業所のうちから、無作為に抽出した143事業所について職種別民間給与実態調査を行った。  
その結果、平成21年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

民間給与	職員給与	較 差	
		金 額	比 率
382,639円	386,380円	△3,741円	△0.97%

- (注) 1 行政職給料表適用者平均年齢43.5歳。特例条例による管理職手当の減額措置を実施する前の額を基礎として算出  
2 県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与をもとに、職種、職位、学歴、年齢など、給与決定要素を同じくする者同士を比較

(b) 国家公務員との給与比較

平成20年4月における行政職俸給表（一）の適用を受ける国家公務員とこれに相当する本県職員の給与水準について、その俸給と給料を学歴・経験年数別のラスパイレス方式で比較すると、国家公務員を100とした場合、本県職員の指数は100.4となっている。

b その他の報告事項

(a) 時間外勤務手当等

時間外勤務手当の支給割合等については、時間外労働の割増賃金率の引上げ等を内容とする改正労働基準法が平成22年4月から施行されることから、同法の趣旨及び人事院勧告を踏まえ、任命権者において、月60時間を超える時間外労働を行った場合の法定割増賃金率に関する所要の規定の整備を図るとともに、当該割増賃金の支払いに代わる休暇等に関連する地方公務員法の改正の動向を注視しつつ、適切に対応する必要がある。

(b) その他の手当

借家・借間に係る住居手当については、人事院において、高額家賃を負担している職員の実情を踏まえた手当の在り方について、引き続き検討を進めることとしているため、本県としても、国及び他の都道府県の動向に留意していく必要がある。

単身赴任手当については、人事院において、単身赴任に伴う経済的負担の実情及び民間における同種手当の支給状況を考慮して、引き続きその改善について検討することとしているため、本県としても、国及び他の都道府県の動向に留意していく必要がある。

(c) 給与構造改革と高齢期の雇用問題への対応

人事院において、平成22年度以降、平成18年度から平成22年度までの5年間で段階的に実施している給与構造改革に関する検証・検討と高齢期の雇用問題に関連する給与制度上の様々な課題についての検討を順次進めていくこととしている。

本県としても、給与構造改革を国に準じて実施していることから、それによる給与水準の推移や給

料の経過措置の状況などについて検証し、国及び他の都道府県の動向を見ながら、今後の対応について検討する必要がある。

また、高齢期の雇用問題については、人事院において、給与制度の見直しとともに、組織活力及び公務能率を高めるための人材活用方策などの諸課題について検討し、平成22年中を目途に立法措置のための意見の申出を行うこととしているため、本県としても、国及び他の都道府県の動向に留意しながら対応していく必要がある。

(d) 能力・実績に基づく人事管理

行政課題の複雑化・多様化に対応し、県民の期待に添えていくためには、職員の公務に対する意欲や能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図っていくことが重要であり、そのため、能力・実績に基づく人事管理を進めていく必要がある。

本県では、知事部局等において管理職員を対象に新たな人事評価制度を導入し、一般職員についても試行を行っているところである。これを定着させ、実効性のあるものとしていくため、任命権者においては、職員の士気の高揚、組織の一体感の確保などに十分留意しつつ、制度の信頼性を高める取組みを引き続き進めていく必要がある。

(e) 勤務環境の整備

・ 総実勤務時間の短縮

職員の総実勤務時間の短縮については、仕事と生活の調和や健康の維持等の観点から求められているものであるが、近年、職員の超過勤務は増加の傾向が見られる。また、年間360時間を超える超過勤務を行った職員についても増加しており、これらの職員に係る超過勤務の縮減に重点的に取り組む必要がある。

管理監督者においては、引き続き職員の業務内容等を適切に把握し、業務の平準化や簡素化に取り組むことにより超過勤務の縮減を図るとともに、年次有給休暇の取得しやすい環境づくりを進める必要がある。

・ 仕事と生活の両立支援

本県では、山形県ワーク・ライフ・バランス憲章を制定するなど、県を挙げて仕事と生活の調和に向けた取組みを推進しており、職員についても、各種制度の整備を行ってきたところである。

任命権者においては、仕事と生活の両立を支援する取組みをさらに推進していくとともに、今般、人事院が意見の申出を行った育児休業制度等の改正については、法改正等の動きにも留意し、適切な措置を講ずる必要がある。

・ 心の健康づくりの推進

任命権者においては、職員の心の健康づくりの推進のため研修会の開催や相談窓口の設置等メンタルヘルス対策に積極的に取り組んでいるが、近年の心の疾病の増加傾向を見ると、これをより一層推進していく必要がある。特に、職場における対策では、予防や早期発見による適切な対応や職場復帰後の再発防止が重要であることから、良好な職場環境づくりに引き続き取り組んでいく必要がある。

(h) 勧告の取扱い

勧告のとおり給与改定が実施された。

ロ 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する報告及び勧告（平成21年5月15日）

(i) 勧告の内容

a 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置

平成21年6月の期末・勤勉手当について、0.2月分を凍結すること。

b 改定の実施時期

この勧告を実施するための条例の公布の日

(ii) 報告の内容

○ 県内民間における状況

職種別民間給与実態調査の対象事業所から抽出した128事業所を対象に、平成21年4月28日から5月13日までの間、夏季一時金に関して、平成21年の決定状況及び平成20年の支給状況等について、緊急に特別調査を実施した。

・ 夏季一時金の決定状況

平成21年の夏季一時金を決めたとする事業所に勤務する従業員の割合は約2割程度であり、人事

院の特別調査における全国の状況と同様の傾向にあるものと考えられる。

- ・ 夏季一時金の対前年比較

決定済事業所における対前年との比較では、大幅に減少しており、これも全国の状況と同様の傾向にあるものと考えられる。

(ハ) 勧告の取扱い

勧告のとおり特例措置が実施された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成21年度処理状況

平成20年度末 係属件数	平成21年度中 要求件数	平成21年度中処理件数		平成21年度末 係属件数
		却 下	判 定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成21年度処理状況

平成20年度末 係属件数	平成21年度中 申立件数	平成21年度中処理件数		平成21年度末 係属件数
		却 下	判 定	
2	0	0	0	2

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 申請のあった年月日

平成22年9月13日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名称

特定非営利活動法人聲明会

(2) 代表者の氏名

赤尾 雷水

(3) 主たる事務所の所在地

米沢市城西一丁目6番36-3号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、心身障害児者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して支援、並びに心身障害児者の自立生活に関する事業を行い、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日  
平成22年9月10日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - (1) 名称  
特定非営利活動法人 花の会
  - (2) 代表者の氏名  
佐藤 喜彦
  - (3) 主たる事務所の所在地  
鶴岡市若葉町15番5号
  - (4) 定款に記載された目的  
この法人は、すべての障害者及び、虐待、いじめ等により助けを必要としている人々に対して、その才能を伸ばし、生活の質の向上と自立を図り、健康増進や社会参加、安全な避難場所の提供などの支援を行うことに関する事業を行い、福祉の充実に寄与し、人々が幸せに生活できる、町づくりの推進を目的とする。

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県電子閲覧システム運用管理業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部建設企画課システム開発担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2685
- 3 落札者を決定した日 平成22年8月20日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社ヤマイチテクノ 大阪府大阪市西区靱本町二丁目4番8号
- 5 落札金額 5,147,100円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 山形県物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規則（平成7年12月県規則第95号）第3条の公告を行った日 平成22年7月9日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子



1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規格		公募戸数	区分	家賃						摘要	
		住宅形式	1戸当たり住戸専用面積 平方メートル			収入が104,000円以下の者	収入が104,000円を超え123,000円以下の者	収入が123,000円を超え139,000円以下の者	収入が139,000円を超え158,000円以下の者	収入が158,000円を超え186,000円以下の者	収入が186,000円を超え214,000円以下の者		
県営鈴川第二アパート1号	山形市鈴川町三丁目18-48	3K	44.4	1	一般用	11,800	13,600	15,600	17,600	19,000	19,000	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	3月分の家賃に相当する額
同 南山形アパート5号	同 南松原一丁目9-6	3DK	64.8	1	同	23,900	27,500	31,500	35,500	40,600	46,900	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 馬見ヶ崎アパート2号	同 円心寺町21-26	同	59.3	1	同	17,800	20,500	23,500	26,500	30,300	34,500	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 宮町アパート1号	同 宮町二丁目8-23	同	66.5	2	同	22,100	25,500	29,200	32,900	37,600	41,900	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 2号	同 8-26	同	66.5	1	同	22,400	25,900	29,600	33,400	38,200	44,100	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 深町アパート1号	同 深町一丁目7-39	同	62.6	1	同	22,000	25,400	29,000	32,700	37,400	43,200	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 あたごアパート	同 小白川町五丁目27-15	3LDK	71.9	1	同	28,600	33,000	37,800	42,600	48,700	56,200	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 土屋倉アパート1号	同 山形市美咲二丁目3	3DK	51.8	1	同	12,700	14,600	16,700	18,900	21,600	24,900	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 2号	同	同	51.8	1	同	12,800	14,800	16,900	19,100	21,800	25,200	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 長清水アパート5号	同 長清水一丁目10-15	同	67.7	1	特定目的用 (高齢・障害者用)	21,700	25,100	28,700	32,400	37,000	42,700	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 天童駅西アパート1号	同 天童市駅西二丁目2-27	同	61.0	1	一般用	18,300	21,100	24,100	27,200	31,100	35,900	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 天童駅南アパート2号	同 田鶴町四丁目18-22	同	66.5	1	同	22,700	26,200	29,900	33,700	38,600	44,500	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同	同	同	73.1	1	同	24,900	28,800	32,900	37,100	42,400	48,900	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	
同 天童南部アパート2号	同 南町三丁目18-2	同	70.1	1	特定目的用 (高齢・障害者用)	25,600	29,500	33,700	38,100	43,500	50,200	収入が186,000円を超え214,000円以下の者	

同 4号	同 18-4	同	70.1	1	同	25,900	29,900	34,200	38,500	44,000	50,800	
同 近江アパー ト2号	東村山郡山辺町 近江1-1	同	64.6	1	一般用	18,900	21,900	25,000	28,200	32,200	37,2000	



(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

(1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。

(2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで

b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級

c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの

b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。

(4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用（高齢・身障者用）」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年10月1日～同月7日まで（月曜日は休館日となります。）（受付時間：午前10時から午後6時）（ただし、郵送の場合は平成22年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先

山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階

山形県すまい情報センター

## 5 入居の時期 平成22年12月1日

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成22年9月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

名称	所在地	規 格		公 募 戸 数	区 分	家 賃				金 額	摘 要	
		住宅形式	1戸当たり 住戸専用 面積 平方メートル			収入が 104,000円 以下の者	収入が104,000円 を超え123,000円 以下の者	収入が123,000円 を超え139,000円 以下の者	収入が139,000円 を超え158,000円 以下の者			収入が158,000円 を超え186,000円 以下の者
県営若葉東アパ ート	新庄市金沢1496 -1	3DK	58.4	1	一般用	15,000 円	17,300 円	19,800 円	22,400 円	29,000 円	32,800 円	3月分 の家賃 に相当 する額
同 三吉町アパ ート	同 1612 -3	同	55.7	1	同	13,200 円	15,300 円	17,500 円	19,700 円	24,700 円	27,900 円	

(注) 「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

## 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が昭和31年4月1日以前に生まれた者であり、かつ、同居親族のいずれもが昭和31年4月1日以前に生まれた者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

## 3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

## 4 申込期間及び方法

(1) 申込期間 平成22年10月1日（金）から同月7日（木）まで（ただし、郵送の場合は平成22年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。）

(2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先  
山形県すまい情報センター（最上事務所）

## 5 入居の時期 平成22年11月（中旬）